

議案第十一号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター」（第七十六条―第七十八条）を「第十一章 削除」に、「第十五章

雑則（第九十九条・第一百条）を「第十五章 里親支援センター（第九十九条―第一百条）」に改める。

第三条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第七条の二第一項及び第十六条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十一条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第六十条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十一条第三号イ及び同条第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 支援室及び屋外遊戯場

第六十二条第九項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六十九条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第七十条第四項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第七十二条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前二項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備については、区規則で定める基準を満たさなければならぬ。

第七十三条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項第三号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四項から第七項までを削り、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第一項各号に掲げる職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。ただし、前項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

第七十三条第八項中「、言語聴覚士」を削り、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第七十七条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（心理学的及び精神医学的診査）

第七十四条の二 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第七十五条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第七十六条から第七十八条まで 削除

第八十五条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第九十八条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第一百条を第百六条とし、第九十九条を第百五条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

（設備の基準）

第九十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号及び第百四条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第一百条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第

十一号)第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業

の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育
に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親にならうとする者への研修の実施に関して、区長が前二号に該当する者と
同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第一百一条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項
に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切
に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業
の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育
に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援）

第一百二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普

及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第三百三条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第三十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第三十七条」とあるのは、「第四十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

（関係機関との連携）

第三百四条 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、都道府県、特別区及び市町村、児童相談所並びに里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十二号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正を踏まえ、里親支援センターの設備の基準等を定めるため、本案を提出いたします。